第八十三条の見出し及び同条第一項中「第三十六条第一項ただし書」を「第三十九条第一項ただし書」に改める。

第八十四条の見出し及び同条第一項中「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第八十五条の見出し中「第三十七条第一項ただし書」を「第四十条第一項ただし書」に改め、同条第一項中「第三十七条第一項ただし書」を「第四十条第一項ただし書」に、「第三十七条第一項第一号」を「第四十条第一項第一号」に改め、同条第二項中「、同項ただし書の」とあるのは「当該」と」を削り、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

第八十六条の見出し及び同条第一項中「第三十七条第一項ただし書」を「第四十条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「第三十七条第二項」を「第四十条第二項」に、「第三十七条第一項ただし書」を「第四十条第一項ただし書」に、「第三十七条第一項本文」を「第四十条第一項本文」に改める。

第八十七条の見出し及び同条第一項中「第三十七条第一項第四号」を「第四十条第一項第四号」に改める。

第八十八条（見出しを含む。）中「第三十七条第九項」を「第四十条第九項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　次に掲げる年金たる給付

イ　平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち遺族共済年金

ロ　平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金

ハ　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金

ニ　移行農林共済年金のうち遺族共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金

第八十八条に次の一号を加える。

四　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金

第七章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に関する事項

（法第三十五条に規定する障害厚生年金に関する事務を行う実施機関等）

第七十九条の三　法第三十五条に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の区分に応じて、当該各号に定める日とする。

一　障害厚生年金の支給事由となった障害に係る傷病の初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする障害厚生年金（以下この号において「先の障害厚生年金」という。）の受給権を有する者　先の障害厚生年金の支給事由となった障害に係る傷病の初診日

二　障害厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者である者（前号に掲げる者を除く。）　当該障害認定日

三　前二号に掲げる者以外の者　障害厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日前の直近の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日

2　法第三十五条に規定する障害厚生年金に関する事務は、次の各号に掲げる同条に規定する政令で定める日における被保険者の種別に応じて、当該各号に定める者が行う。

一　第一号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者

二　第二号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者

三　第三号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者

四　第四号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

（法第三十六条に規定する障害手当金に関する事務を行う実施機関）

第七十九条の四　法第三十六条に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の区分に応じて、当該各号に定める日とする。

一　障害手当金の支給事由となった障害に係る傷病の初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする障害厚生年金（以下この号において「先の障害手当金」という。）の受給権を有する者　先の障害手当金の支給事由となった障害に係る傷病の初診日

二　障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者である者（前号に掲げる者を除く。）　当該障害認定日

三　前二号に掲げる者以外の者　障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日前の直近の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日

2　法第三十六条に規定する障害手当金に関する事務は、次の各号に掲げる同条に規定する政令で定める日における被保険者の種別に応じて、当該各号に定める者が行う。

一　第一号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者

二　第二号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者

三　第三号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者

四　第四号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

（法第三十六条に規定する障害手当金に関する事務を行う実施機関）

第七十九条の四　法第三十六条に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の区分に応じて、当該各号に定める日とする。

一　障害手当金の支給事由となった障害に係る傷病の初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする障害厚生年金（以下この号において「先の障害手当金」という。）の受給権を有する者　先の障害手当金の支給事由となった障害に係る傷病の初診日

二　障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者である者（前号に掲げる者を除く。）　当該障害認定日

三　前二号に掲げる者以外の者　障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日前の直近の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日

2　法第三十六条に規定する障害手当金に関する事務は、次の各号に掲げる同条に規定する政令で定める日における被保険者の種別に応じて、当該各号に定める者が行う。

一　第一号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者

二　第二号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者

三　第三号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者

四　第四号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

第七十九条の五　法第三十七条に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の区分に応じて、当該各号に定める日とする。

一　相手国期間中に初診日のある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であって、当該死亡した日において厚生年金保険の被保険者である者　当該死亡した日

二　前号に掲げる者以外の者　死亡した日前の直近の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日の前日

2　法第三十七条に規定する遺族厚生年金に関する事務は、次の各号に掲げる同条に規定する政令で定める日における被保険者の種別に応じて、当該各号に定める者が行う。

一　第一号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者

二　第二号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に定める者

三　第三号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に定める者

四　第四号厚生年金被保険者　厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に定める者

第八章の章名を削る。

第八十八条の二を削る。

第八十九条から第九十三条までを次のように改める。

第八十九条から第九十三条まで　削除

第九十四条（見出しを含む。）及び第九十五条（見出しを含む。）中「第百条第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

第九十六条（見出しを含む。）中「第百二条第二項」を「第六十条第二項」に改める。

第九十六条の二（見出しを含む。）中「第百二条第三項」を「第六十条第三項」に改める。

第九十七条（見出しを含む。）中「第百三条」を「第六十一条」に改める。

第九十七条の二の表以外の部分中「第百三条の二第二項」を「第六十二条第二項」に、「同法」を「同条」に改め、同条の表第百条の四第三項の項上欄中「第百条の四第三項」を「第三項」に改め、同項下欄中「第百三条の二第一項各号」を「第六十二条第一項各号」に改め、同表第百条の四第四項の項上欄中「第百条の四第四項」を「第四項」に改め、同項下欄中「第百三条の二第二項」を「第六十二条第二項」に改め、同表第百条の四第六項の項上欄中「第百条の四第六項」を「第六項」に改め、同項下欄中「第百三条の二第二項」を「第六十二条第二項」に改め、同表第百条の四第七項の項上欄中「第百条の四第七項」を「第七項」に改め、同項下欄中「第百三条の二第一項」を「第六十二条第一項」に改める。